

議案第10号

山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について

山都町まちづくり基盤整備基金を設置する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

公共用の施設の整備その他の町民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るための基金を設置するため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町まちづくり基盤整備基金条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町まちづくり基盤整備基金条例

(設置)

第1条 町は、公共用の施設の整備その他の町民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図ることを目的として、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号。以下「令」という。）第5条第2項の規定に基づき、山都町まちづくり基盤整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用利益金の処理)

第4条 基金の運用により生ずる利子その他運用利益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、令第2条各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、基金

の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

防衛省訓令第 26 号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成 19 年防衛施設庁告示第 9 号）を実施するため、再編関連訓練移転等交付金交付要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

防衛大臣 稲田 朋美

再編関連訓練移転等交付金交付要綱

改正 平成 30 年 3 月 30 日省訓第 26 号

（通則）

第 1 条 再編関連訓練移転等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（交付金の目的）

第 2 条 交付金は、訓練移転等が実施される再編関連特

定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民の生活の安定に及ぼす影響が、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了した後も継続することを考慮し、当該再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村が行う住民の生活の安定に寄与する事業のために必要な措置を講じ、もって訓練移転等の円滑かつ確実な実施に資することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍等の再編 駐留軍再編特別措置法第2条第2号に規定する駐留軍等の再編をいう。
- (2) 防衛施設 駐留軍再編特別措置法第2条第3号に規定する防衛施設をいう。
- (3) 訓練移転等 駐留軍等の再編として、他の防衛施

設に所在する航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊が、訓練のために防衛施設を使用すること（当該使用による当該防衛施設の周辺地域における航空機騒音等の影響に特に配慮を要するものに限る。）をいう。

(4) 再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第4条第1項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。

(5) 再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第5条第1項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。

（交付金の交付）

第4条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

2 交付金の交付については、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則附則第3項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用）

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。この場合において、同訓令第5条第3項中「20日間」とあるのは「40日間」と読み替えるものとする。

（交付の対象）

第6条 防衛大臣は、次に掲げる要件のいずれにも該当する再編関連特定周辺市町村であって、訓練移転等による住民の生活の安定に及ぼす影響が継続することを考慮し、住民の生活の安定を図るための措置を講ずることが訓練移転等の円滑かつ確実な実施を図るため必要と認められるものに対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

- (1) 訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村であること。
- (2) 駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編

交付金の交付を終了したこと。

- (3) 訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力を行っていることと認められること。

(交付金を充てることができる事業)

第7条 交付金を充てることができる事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付金は、同令第3条各号に掲げる事業については、交付しない。

(交付金の交付額)

第8条 交付金の交付額は、訓練移転等の実施による再編関連特定周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げる区分に応じ、防衛大臣が定める。

- (1) 定額分 住民の生活の安定に寄与する事業を切れ目なく実施するため、駐留軍再編特別措置法第6条

の規定に基づく再編交付金の総額の5割程度を各年度に配分した額

(2) 実績分 各年度の第2四半期までの過去3年間の訓練移転等の実施状況を踏まえた額

2 前項の区分に応じた交付金の交付額は、次に掲げる方法により算定した額の範囲内の額とするものとする。

(1) 定額分 各年度の定額点数に駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成19年防衛省令第11号。以下「省令」という。）第3条第16号により定めた基本配分額（以下単に「基本配分額」という。）を乗じて得た額

(2) 実績分 実績点数に基本配分額を乗じて得た額

3 この条の規定に基づく交付金の交付額の算定に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定額点数 基礎点数に各年度の継続率を乗じて得た数値を平成30年度から平成38年度までの各年度の継続率の合計で除して得た数値

- (2) 基礎点数 省令第3条第11号の規定により得られた市町村装備訓練点数から省令第3条第14号の規定により得られた計画点数のうち最も高い点数（当該点数に省令第3条第6号により定めた市町村整備等点数が含まれている場合にはこの点数を減じた点数）を減じた数値に2分の1を乗じて得た数値
- (3) 継続率 平成30年度から平成33年度までの間の各年度は1とし、平成34年度以後は毎年度0.1ずつ逡減させた割合
- (4) 実績点数 年度基礎点数に各年度の第2四半期までの過去3年間に実施された訓練移転等の回数（訓練移転等の訓練期間がおおむね7日以下、かつ、米軍からの訓練参加機数がおおむね5機以下の訓練移転等の回数は、2分の1を乗じて得た回数）の平均（最後に実施された訓練移転等の後、各年度の第2四半期までの過去3年間に訓練移転等が実施されないこととなったときは、そのときから2年間に限り、訓練移転等が1回実施された場合の訓練移転等の回

数に4分の1を乗じて得た回数を訓練移転等が実施されなかった年数で除して得た数値)及び訓練移転等の影響の程度その他訓練移転等の実施状況を考慮した数値を乗じて得た数値

(5) 年度基礎点数 第2号に規定する基礎点数を平成30年度から平成38年度までの年度の数で除して得た数値

4 前項の交付金の交付額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(オスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額)

第9条 普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した訓練移転等(日米共同訓練に限る。以下「オスプレイの訓練移転等」という。)に係る前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 第6条第1項第1号に規定する再編関連特定防衛

施設は、オスプレイの訓練移転等の拠点となる飛行場及び訓練を実施する演習場に限るものとする。

(2) オスプレイの訓練移転等の拠点となる飛行場及び訓練を実施する演習場であって再編関連特定防衛施設ではない防衛施設については、再編関連特定防衛施設と、当該飛行場及び当該演習場に係る市町村であって再編関連特定周辺市町村ではない市町村については、再編関連特定周辺市町村とそれぞれみなすものとする。

(3) 第6条第1項第2号及び前条第1項第1号の規定は適用しない。

(4) 前条第1項第2号に規定する実績分は、各年度の第2四半期までの過去1年間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

(5) 前条第3項第4号に規定する実績点数は、年度基礎点数にオスプレイの訓練移転等の実施状況その他オスプレイの訓練移転等の影響の程度等を考慮した数値を乗じ、前号に規定する期間にオスプレイの訓

練移転等を実施した再編関連特定周辺市町村の数で
按分^{あん}して得た数値とする。

- (6) 前条第3項第5号に規定する年度基礎点数は、市町村装備訓練点数（省令別表第6他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（次の項に掲げるものを除く。）の項に掲げる数値をいう。）に2分の1を乗じ、平成29年度から平成38年度までの年度の数で除して得た数値とする。

（交付金を充てることができる経費等）

第10条 交付金を充てることができる費用及び交付の
手続については、駐留軍再編特別措置法第6条の規定
に基づく再編交付金の交付に関する規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

- 2 この訓令は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付金のうち平成39年度以降に繰

り越されるものについては、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（再編関連訓練移転等交付金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

2 第28条の規定による改正後の再編関連訓練移転等交付金交付要綱第9条に規定するオスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額は、平成30年度に限り、同条第4号の規定にかかわらず、平成29年4月から平成30年9月までの間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

《駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令》

(再編関連特別事業)

第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 住民に対する広報に関する事業
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 三 防災に関する事業
- 四 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 五 情報通信の高度化に関する事業
- 六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 八 環境衛生の向上に関する事業
- 九 交通の発達及び改善に関する事業
- 十 公園及び緑地の整備に関する事業
- 十一 環境の保全に関する事業
- 十二 良好な景観の形成に関する事業
- 十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

(平一九政二七〇・一部改正)

(再編交付金の交付に必要な措置)

第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、

当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 事業の目的及び内容
 - 二 事業の始期及び終期
 - 三 事業に要する経費の総額
- 2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。
 - 3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。
 - 4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

《地方自治法》

（基金）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付け

て、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(昭三八法九九・全改、平三法二四・平九法六七・一部改正)